

公開仕分け県民委員公募要領

(目的)

第1条 この要領は、三重県版事業仕分けにおいて行う公開仕分けに係る仕分け人のうち、公募により選任する県民委員（以下「公募委員」という。）の公募に関する必要事項を定めるものとする。

(募集人数)

第2条 公募委員の募集人数は、6名とする。

(応募者の資格)

第3条 公募委員に応募しようとする者は、次の各号全てに該当していなければならない。

- (1) 県内に居住する者
- (2) 平成23年4月1日現在、年齢満18歳以上の者（高校生は除く）
- (3) 国及び地方公共団体の議員及び常勤の公務員でない者
- (4) 事前研修及び公開仕分け当日に参加できる者

(公募の方法)

第4条 公募委員に応募しようとする者は、指定された期日までに次の書類を提出するものとする。

- (1) 公開仕分け県民委員応募書（様式1）
- (2) 指定された課題の小論文（800字程度、様式自由）

(選考会議の設置)

第5条 公募委員を選考するために、「公開仕分け県民委員選考会議」（以下「選考会議」という。）を設置する。

- 2 選考会議は、次に掲げる職にある者をもって構成する。
 - (1) 総務部副部長兼組織・職員分野総括室長
 - (2) 総務部財政・施設分野総括室長
 - (3) 総務部経営総務室長
 - (4) 総務部予算調整室長
- 3 選考会議には、選考委員長を置き、総務部副部長の職にある者をもって充てる。
- 4 選考会議は、必要に応じ、選考委員長が招集する。
- 5 選考会議の庶務は、総務部予算調整室において行う。

(公募委員の任期)

第6条 公募委員の任期は、公開仕分けの終了時までとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成23年7月11日から施行する。

様式 1

公開仕分け県民委員応募書

ふりがな 氏 名		性別	男・女 どちらかに
生年月日	明治・大正・昭和・平成 年 月 日 (歳)		
職 業			
住 所	〒 -		
連 絡 先	電話番号	(自宅・携帯・勤務先) いずれかに を	
	Eメールアドレス (お持ちであれば)		

これらの情報は、応募資格の確認、会議開催にあたっての連絡及び委員となられた後、委員としての情報（氏名、年齢及び職業）を公開する際の資料に使わせていただきます。なお、氏名、年齢及び職業以外の公表及び目的外の使用はいたしません。